

嶋之越地区海岸水門保守点検（遠隔制御設備等）業務委託 特記仕様書

第1条 総則

本特記仕様書は、嶋之越地区海岸水門保守点検（遠隔制御設備等）業務委託に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、嶋之越地区海岸水門・陸閘等に設置されている遠隔制御設備等について、正常な機能を確保できるよう機器の点検・調整、修理を行うものとする。

また、契約期間内の不測の事態に対応し、正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第3条 業務内容

本業務の業務内容は、第9条点検等実施項目一覧に掲げる項目について、年1回の12か月点検を関係法令等に基づき実施するものとする。

第4条 一般事項

- 1 業務の実施にあたり必要とする機器及び消耗品は、受注者の負担とする。
- 2 資格等を必要とする作業は、当該資格を有するものに行わせるものとする。
- 3 校正を必要とする各種測定器については、定期的に校正されたものを使用するものとする。

第5条 実施時間

- 1 業務の実施は原則として午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。
- 2 受注者は、業務の実施にあたり、業務中の水門操作への支障の有無、時間等について事前に監督職員と協議し、監督職員の承認を得たうえで業務を実施するものとする。

第6条 不測の事態への対応

受注者は、点検対象設備に不具合が発生した場合は、必要な措置を講ずるほか原因究明に協力するものとし、必要に応じて再発防止のための助言、精密検査等を実施するものとする。

なお、上記に係る費用については、監督職員と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とする。

第7条 安全対策

受注者は、作業員に対する安全管理の教育、必要な安全対策を講じ、点検中の事故が生じないよう安全管理を徹底すること。

第8条 電気工作物検査官による検査

- 1 電気事業法第107条に規定する電気工作物検査官による検査が実施されることとなった場合は、受注者は検査に必要な書類を作成し、検査に立会しなければならない。
- 2 受注者は、電気工作物検査官による検査がされる場合の必要書類について、事前に監督職員の承認を得なければならない。

第9条 点検等実施項目一覧

1 業務計画等

1. 1 業務計画

総合点検を履行するために必要な実施手順書の作成（既存設備）

1. 2 技術的所見のとりまとめ

施設毎のデータを判定基準値と比較し、機器の状態等を所見にとりまとめる。
また、完成図書及び過去の点検データと比較をし、現状の機器機能の変化傾向について分析・解析を行い、技術的所見にとりまとめる。

2 総合点検

2. 1 ネットワーク

遠隔監視制御装置によるゲート監視動作の確認、映像監視装置による監視カメラの動作の確認、遠隔監視制御装置によるゲート制御動作の確認

3 個別点検（制御局：田野畑村中央防災センター）

3. 1 遠隔監視制御装置

電源電圧の確認、監視制御動作の確認、接続部の確認、機器本体の清掃

3. 2 親時計装置

電圧等の確認、時刻の確認、接続部の確認、機器本体の清掃等

3. 3 光伝送装置

電圧等の測定、接続部の点検、光レベルの測定、機器本体の点検

3. 4 無線装置

各部電圧・電流の確認、送信出力確認、送信周波数確認、最大周波数偏移確認、スプリアス輻射強度確認、受信入力電力確認、区間S/Nの確認、電池の交換、システム機能の確認、受信データの確認、伝搬路の見通し確認、空中線確認（外観、給電線、VSWR）、接続部の確認、機器本体の清掃等

3. 5 無線画像受信装置

テストによる確認、接続部の確認、機器本体の清掃等

3. 6 監視操作卓

各スイッチ等の確認、電圧等の測定、各部表示器の点検確認、接続部の確認、機器本体の清掃等

3. 7 映像監視用端末

電源電圧の確認、外観の確認、CCTV制御装置の確認、操作器の確認

3. 8 映像デコーダ

映像の確認、接続部の確認、機器本体の清掃等

- 3. 9 映像監視用装置
 - 電圧等の確認、表示部の確認、接続部の確認、機器本体の清掃等
- 3. 10 分電盤
 - 電圧等の確認、接続部の確認、機器本体の清掃等
- 3. 11 無停電電源装置
 - 蓄電池の確認、ファンの確認、機器本体の清掃等
- 3. 12 発電機 (15kVA)
 - 原動機
 - 外観・運転状態の確認、性能・機能の確認、機能を維持するための確認
 - 発電機
 - 性能・機能の確認、絶縁耐力の確認、機能を維持するための確認
 - 直流電源盤
 - 性能・機能の確認、機能を維持するための確認
 - 煙道・消音機
 - 外観・運転状態の確認
- 3. 13 耐雷トランス
 - 避雷素子の確認、絶縁抵抗の確認、接続部の確認、機器本体の清掃等
- 4 個別点検（被制御局：水門等設備）
 - 4. 1 遠隔監視制御装置
 - 電源電圧の確認、監視制御動作の確認、接続部の確認、機器本体の清掃等
 - 4. 2 光伝送装置
 - 電圧等の測定、接続部の点検、光レベルの測定、機器本体の点検
 - 4. 3 無線装置
 - 各部電圧・電流の確認、送信出力確認、送信周波数確認、最大周波数偏移確認、スプリアス輻射強度確認、受信入力電力確認、区間S／Nの確認、電池の交換、システム機能の確認、受信データの確認、伝搬路の見通し確認、空中線確認（外観、給電線、VSWR）、接続部の確認、機器本体の清掃等
 - 4. 4 無線画像受信装置
 - テストによる確認、接続部の確認、機器本体の清掃等
 - 4. 5 水位計
 - 端子盤等の点検、A／D変換器等の校正、接続部の確認、機器本体の点検
 - 4. 6 モーターサイレン、スピーカー、集音マイク
 - モーターサイレン、スピーカー、集音マイクの点検
 - 4. 7 回転灯
 - 回転灯及び表示板の確認
 - 4. 8 カメラ
 - 外観の確認、電源電圧等の確認、カメラ装置の確認、機側装置の確認
 - 4. 9 遮断機
 - 制御機の表示灯確認、電源電圧等の確認、遮断機構の確認、動作の確認、据

- 付状態の確認、接続部の確認、機器本体の清掃等
- 4. 1 0 低圧動力盤・電灯盤
 - 外観・操作機能の確認、絶縁耐力の確認、機能を維持するための確認
- 4. 1 1 分電盤
 - 電圧等の確認、接続部の確認、機器本体の清掃等
- 4. 1 2 無停電電源装置
 - 蓄電池の確認、ファンの確認、機器本体の清掃等
- 4. 1 3 発電機（100kVA）
 - 原動機
 - 外観・運転状態の確認、性能・機能の確認、機能を維持するための確認
 - 発電機
 - 性能・機能の確認、絶縁耐力の確認、機能を維持するための確認
 - 直流電源盤
 - 性能・機能の確認、機能を維持するための確認
 - 煙道・消音機
 - 外観・運転状態の確認
- 4. 1 4 耐雷トランス
 - 避雷素子の確認、絶縁抵抗の確認、接続部の確認、機器本体の清掃等
- 5 個別点検（中継局：七ツ森中継局）
 - 5. 1 中継局装置
 - 各部電圧・電流の確認、送信出力確認、送信周波数確認、最大周波数偏移確認、スプリアス輻射強度確認、受信入力電力確認、区間S／Nの確認、中継制御部動作確認、遠隔切替部動作確認、状態返送部動作確認、伝搬路の見通し確認、空中線確認（外観、給電線、VSWR）、接続部の確認、機器本体の清掃等
 - 5. 2 直流電源装置・蓄電池
 - 環境の確認、内部の確認、蓄電池の確認（外観、電圧、比重、液温等）、機器本体の清掃等
- 6 個別点検（光ファイバケーブル線路）
 - 6. 1 光ケーブル設備
 - ケーブルの目視確認、ケーブルの離隔・地上高の確認、クロージャの目視確認、立ち上げ配管等の目視確認、電柱の目視確認

第10条 実施報告書

- 1 受注者は、業務に係る次の各号に掲げる内容を記載した実施報告書を作成するものとする。
 - （1）業務履行結果の概要
 - （2）点検結果による技術的所見
 - （3）点検記録及びデータ類
 - （4）点検作業状況及び障害状況等の写真（カラー）

- (5) その他監督員が指示した事項及びこれに対する措置又は点検事項
- 2 実施報告書は、A 4 サイズで1部提出するものとする。